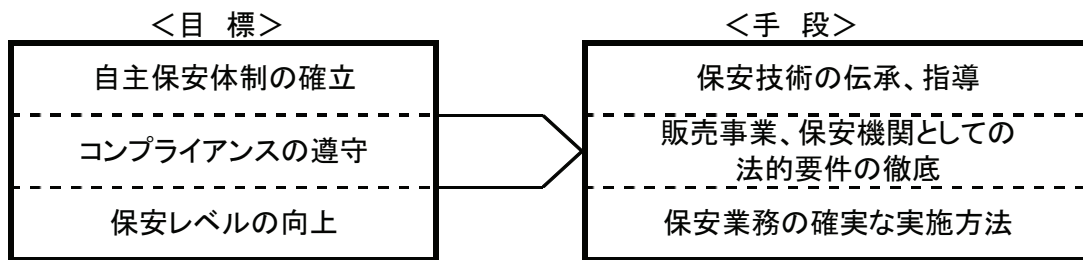


保安アドバイザー制度について

液化石油ガスは、自立分散型エネルギーで、災害時対応に優れ、化石燃料の中で比較的CO2排出量が少なくクリーンなエネルギーであり、重要なエネルギー源として引き続き低炭素社会の実現に資する利用を促進すると、位置づけされています。

販売事業者は安全確保に第一義的な責任を有していることを踏まえ、保安の確保が重要であり保安アドバイザー制度を本年度より導入し、中国四国産業保安監督部との協力体制を構築し、業界全体の自主保安意識の向上をはかることを主旨として取り組みます。



< 実 施 要 領 >

目 的

中国四国産業保安監督部の協力により、協議会会員並びに会員会社のグループ・関連会社等への指導を実施することにより、保安技術の向上を図り、一般消費者等の信頼を確保し安全・安心を提供する。

1)実施主体

中国液化石油ガス保安連絡協議会

2)対象事業者

協議会会員、グループ・関連会社等

3)保安アドバイザー

協議会会員会社で選任し、自らの会社、グループ・関連会社等の指導を行なう。

・選任基準

保安アドバイザーは、業務主任者を統括、指導できる立場の者で下記の資格要件を満たす者で本協議会へ登録申請する者とする。

①資格(次の条件のいずれかを満たす者)

- a 液化石油ガス設備士、第二種販売主任者の資格所有者であって5年以上の保安業務経験者
- b 協議会が前項の資格と同等と認めたもの

4)実施方法

- ①保安アドバイザーの研修・勉強会の開催
(中国四国産業保安監督部、協議会会員の熟練者より指導)
- ②保安指導の具体的な実施方法
- ③保安アドバイザー間の連絡会議をもうける
- ④実施計画を定める(日程など)

5)保安指導の内容(平成23年度)

初年度は、保安業務区分①③④を重点に実施する。
(保安業務区分の供給開始時点検調査、定期供給設備点検・消費設備
調査業務)
・指導要綱を定める。

6)スケジュール予定

- | | |
|-----|--|
| 6月 | 保安アドバイザー制度の発表 |
| 7月 | 保安アドバイザーの登録
今年度の資料、指導要綱の作成 |
| 9月 | 保安アドバイザーに対する勉強会の実施 |
| 10月 | 協議会会員、グループ・関連会社等へ対して指導実施 |
| 3月 | 保安アドバイザー会議の実施
※ 次年度へ、更なる内容の充実を図るため
実施内容など具体案を協議する。 |

以上